

1. 議事日程（第1日目）
（予算決算常任委員会）

令和 7年 9月 9日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 議案第59号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
- (2) 議案第60号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (3) 議案第61号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- (4) 認定第62号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

4、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

委員長	児 玉 史 則	副委員長	山 本 数 博
委員	益 田 一 磨	委員	佐々木 智 之
委員	熊 高 慎 二	委員	浅 枝 久美子
委員	小 松 かすみ	委員	南 澤 克 彦
委員	新 田 和 明	委員	山 根 温 子
委員	大 下 正 幸	委員	熊 高 昌 三
委員	宍 戸 邦 夫	委員	金 行 哲 昭
委員	秋 田 雅 朝		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（65名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	危 機 管 理 監	神 田 正 広
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福 祉 保 健 部 長	井 上 和 志	産 業 部 長	小 櫻 静 樹

建設部長	佐々木 宏	教育次長	柳川 知昭
危機管理課長	津賀山 泰佑	総務課長	玉井 郁生
財産管理課長	大田 拓也	財政課長	沖田 伸二
政策企画課長	黒田 貢一	市民課長	久城 恭子
社会環境課長	藤井 伸樹	社会福祉課長	岡野 あかね
児童保育課長	佐藤 弘美	健康・子ども未来課長	深田 京子
保険医療課長	北森 智視	地域営農課長	稲田 圭介
農林水産課長	森田 修	商工観光課長	松田 祐生
管理課長	鈴川 昌樹	建設課長	登田 晃
下水道課長	山崎 勝宏	教育総務課長兼給食センター所長	森岡 和子
学校統合推進室長	船津 晃一	学校教育課長	阿部 正志
生涯学習課長	井木 一樹	社会環境課課長補佐	原田 和雄
危機管理課防災・生活安全係長	山本 智規	危機管理課消防団係長	西本 龍
総務課行政係長	塚本 真樹	職員係長	小野 哲司
管理・営繕係長	泉 竹千代	電算管理係長	大下 幹成
財政課財政係長	高橋 秀尚	政策企画課企画調整係長	下瀬 秋穂
政策企画課地方創生推進係長	藤堂 洋介	市民課窓口係長	泉 理恵
社会環境課環境生活係長	藤本 崇雄	社会環境課人権多文化共生推進係長	大足 龍利
社会福祉課障害者福祉係長	菅田 さおり	児童保育課児童保育係長	立川 栄理香
健康・子ども未来課健康推進係長	井木 みつ恵	健康・子ども未来課こども家庭センター長	津賀山 和範
保険医療課医療保険年金係長	三宅 佐由里	保険医療課介護保険係長	大田 文子
地域営農課営農支援係長	藤城 輝久	地域営農課農地利用係長	岡野 順治
農林水産課農林土木係長	舩川 雅弘	農林水産課林業水産係長	吉川 晃彦
商工観光課観光係長	森竹 和孝	商工観光課商工係長	岡崎 聡子
管理課住宅係長	岩本 武敏	建設課工務係長	上岡 洋平
建設課維持係長	田中 哲也	下水道課業務係長	川崎 宏和
下水道課下水道係長	佐々木 覚朗	教育総務課学校施設係長	田口 真司
学校教育課学校教育指導係長	岡本 充行	生涯学習課文化・スポーツ係長	末長 量平
市民文化センター館長	齋藤 香代		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	高藤 誠	事務局次長	國岡 浩祐
総務係長	日野 貴恵	主 事	實村 峻



午前10時00分 開議

- 児玉委員長 定刻となりました。
ただいまの出席委員は15名でございます。
定足数に達しておりますので、これより第8回予算決算常任委員会を開会いたします。
本日の日程は、令和7年第3回定例会初日に本委員会に付託されました議案第59号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、議案第62号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4議案の審査です。
この際、審査の方法についてお諮りいたします。
審査の方法は、お手元に配付しました審査予定表及び9月補正予算所管別事業名一覧表を用いて、部局ごとに審査し、担当部長の要点説明の後、質疑を行います。
審査の順番は、一般会計について、部局ごとに審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計を審査することにしたいと思います。
これに御異議ございませんか。
〔異議なし〕
- 児玉委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。
審査に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。
藤本市長。
- 藤本市長 皆さん、おはようございます。
本日は、予算決算常任委員会へ付託となりました議案第59号から第62号までの補正予算4議案について、御審査をいただきます。どうぞよろしく願いいたします。
- 児玉委員長 これより、議案の審査に入ります。
議案第59号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。
初めに、補正予算全体の歳入の概要について、説明を求めます。
高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、説明いたします。
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,874万4,000円を追加し、予算の総額を201億6,109万6,000円とするものです。
主な内容としては、まず説明資料を御覧ください。
まず（1）、歳出の通常分の主なものは②総務部の人事異動に伴う人件費の調整、⑥産業部の外郭団体が管理する指定管理施設等の改修に伴う工事請負費、⑦建設部の市道道路維持に伴う委託料の増額と下水道事業会計補助金の減額、⑧教育委員会事務局の体育施設等の改修に伴う工

事請負費などで、合計が1億3,703万4,000円です。

右側(2)の歳出の災害関連ですが、今年の5月及び8月の大雨による農地災害と、昨年7月の大雨による林業施設災害の工事請負費などで、合計3,171万円です。

補正予算書のほうに戻ってください。

10ページ、11ページです。

歳入です。

13款の分担金及び負担金は、土木事業分担金と農地災害復旧事業分担金で、合計361万円の増額です。

15款の国庫支出金は、社会保障・税番号制度関係補助金と子ども・子育て支援事業費補助金の増などで、合計999万6,000円の増額です。

16款の県支出金は、農地・水保全管理支払交付金事業補助金と農地災害復旧費補助金などで、合計1,859万4,000円の増額です。

17款の財産収入は、19万2,000円の増額です。

19款の繰入金は、財政調整基金繰入金とたかみや湯の森管理基金繰入金などで、合計8,991万3,000円の増額です。

続いて、12ページ、13ページをお開きください。

21款の諸収入は、後期高齢者保健事業受託収入と、指定管理料精算返還金などで、合計503万9,000円の増額です。

22款の市債は、農林災害債や下水道事業に関わる過疎債などで、4,140万円の増額です。

以上が歳入の説明になります。

続いて、4ページに戻ってください。

債務負担行為の補正ですが、子ども・子育て支援金対応システム改修に関わる業務や、ファイルサーバー等更新に関わる業務など、合計6件の業務を追加するものです。

5ページを御覧ください。

地方債の補正ですが、総務事業の補正後の借入限度額を1億9,220万円とするほか、合計の総借入限度額を11億8,020万円とするものです。

14ページからの歳出については、それぞれの担当部局から御説明をします。

以上で、要点の説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、概要の説明を終わります。

なお、歳入の質疑については、該当する部局の審査の際にお願いいたします。

まず、危機管理監に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 おはようございます。よろしく申し上げます。

危機管理監の要点を説明します。

補正予算書の17ページをお開きください。

説明欄の上から2段目、交通安全推進事業費の費目組替えは、今年度予定しているグッドドライバーレッスンに係る予算を委託料から負担金に組み替えるものです。主催者となるNPO法人グッドドライバーレッスンへの負担金として組み替えます。

その一つ下の段、防犯施設管理事業費の増額は、危機管理課が管轄する屋外監視カメラ10機の保守点検に係る費用です。落雷などの影響で不具合が生じておりますので、点検及び調整を行います。

次に、31ページをお開きください。

上から2段目、消防施設管理費の増額は、消防団の詰所や車両、ポンプなどに修繕が必要となっておりますので、その増額です。

そのすぐ下、防災施設管理費の増額は、Jアラート受信機を新たな仕様のものに更新するための費用です。国は、情報の細分化などに対応できる新型受信機への更新を求めていますので、これに対応するものです。当初は、令和8年度予算に計上する計画でしたが、財源である緊防災、緊急防災減災事業債を活用する関係から、前倒しして今回の補正予算に計上しました。

以上で説明を終わります。

○児玉委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員

31ページのJアラートの件でございますが、最近我が市のJアラートが故障しとるということですが、今の状態は。

Jアラートとは、全国瞬時に警報システムのみ사일とか地震、災害等ということがなるとるんで、それでいいのか悪いのか。今現在どうなっているかをお聞きします。

○児玉委員長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長

まず、正確に情報をお伝えするため経緯を説明いたします。

8月20日にJアラート全国一斉情報伝達試験が予定されていたことから、前日の19日に市単独でテストを実施しました。テストはJアラート受信機を手動で起動させ、危機管理課に配置する「お太助フォン」端末1台に対してテスト情報を配信する方法です。

危機管理課のお太助フォンでテスト情報を受信するも、文字情報が繰り返し再生される、そういった不具合が生じました。この状況で、20日の本番の試験を実施しますと、市全戸、市世帯に配置するお太助フォンに同じ状況が見られるだろうということで、前日の段階で中止を決定いたしました。

そして、8月19日のテストを経て、お太助フォンシステム事業者と連携した結果、国からJアラート受信機までの情報伝達は正常だった。不具合は、Jアラート受信機からお太助フォンをつなぐ間の自動起動装置

で発生していることを確認しております。

以上が経緯でございます。

○児玉委員長 続いて、答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 大変Jアラートの関係では、市民の皆様にご迷惑をおかけしております。申し訳なく思っております。

決して今の状態がよい状態では、これでいいですよと言える状態ではありません。現状は、今申しましたように自動起動装置の不具合が原因でございます。そして、これを修理。直す。原因を究明することが新聞報道にもあったと思いますけれども、もともとのシステムの構築業者が撤退している関係もございまして、なかなか難航しているところでございます。

実は、これを更新する予定といたしますか、お太助フォンの新しい仕組みになることで、ここは更新される見込みでございましたけれども、残念ながら早く故障してしまったという状況でございます。修理が今直ちにとすることが大変難しい状況でございますので、まずはLINEへの接続を、恐らく2か月ぐらいかかろうかと思っておりますけれども、LINEへの接続を急いでいるところでございます。

そして、さらにその次には新しいお太助フォンのシステムが構築されて、正常な状態に回復すると考えております。それまでの間、特にLINEが構築されるまでの間は、職員が手動でもLINEを配信するなり、というような対応をしてみたいと考えております。

それから、大事なのが今お太助フォンへは流れないんですけれども、緊急速報メール、エリアメールというものがございまして、そこへ国のJアラートから直接配信がされます。おおむね大抵のキャリアには配信がされると思います。SIMフリーとか、そういういった一部のものには配信できないかもしれませんが、緊急速報メールでの対応、それからLアラートというものを通じてテレビやラジオでの配信などもされますので、市民の皆様にはそれから情報を得ていただきたいと考えております。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

○益田委員 今回の関連で、2025年8月に起こったところの不具合については理解できたんですけど、過去23年の11月とか24年の10月でしたかね。安芸高田市で何度か新たな配信ができなかったというところがあったと思うんですけど、過去3回とも同様の理由によるものなのか、都度理由が変わったものかをまずちょっと伺いしてみたいと思います。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

神田危機管理監。

- 神田危機管理監 2024年の10月に発生した不具合は、Jアラート受信機そのもの。今回はJアラート受信機からお太助フォンまでの連携するシステムが故障してるんですが、2024年10月のものは、Jアラート受信機そのものが故障したために起きた不具合でございます。
- これについては、受信機そのものを新しいものと交換することを昨年度中にやっておりますので、これは改善しております。
- 失礼ですけど、もう1件というのは。
- 恐れ入ります。23年のものを私が把握していない状況でございます。お答えすることが今難しい状態です。よろしくお願ひします。
- 児玉委員長 以上で答弁を終わります。
- 益田委員。
- 益田委員 そうすると、過去に起こったいわゆる不具合とはまた別の要因が今回あって、先ほど説明いただいたとおりの内容だったと思うんですけど、今、暫定的にお太助フォンについてはちょっと不具合が出てしまっている状況で直そうとすると、どうしてもお太助フォンの更新後でないと二重投資になってしまったり、という側面もあるんだろうと理解しています。LINEへの接続も二か月ほどかかるんですけどやっぴいこうというのであれば、暫定的なものとしてあくまで、LINEとかに流すわけであって、今後も多分お太助フォンが更新されて、お太助フォンに流せる状況があったとしてもLINEの流すものは継続されるのか。そこをちょっとお伺ひしたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 神田危機管理監。
- 神田危機管理監 LINEについては、バックアップ機能として引き続き、お太助フォンのラインとは別のルートで確保をこれからも続けていくつもりでございます。
- 児玉委員長 答弁を終わります。
- 益田委員。
- 益田委員 そうすると、併せてJアラートの更新業務の委託料。令和8年度にやる予定だったのを補助金、助成金の関係で前倒しされたということかと思うんですが、これって何年単位ぐらいでまた更新、次回の更新のめどというか。大体何年規模で行われるものなのか、予測があればお伺ひしたいです。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 神田危機管理監。
- 神田危機管理監 国のマニュアルといいますか、手引といいますか、それによりますと5年がめど。参考年数としては5年ということになります。
- 以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員。

- 南澤委員 今の御説明を伺いますと、2024年の10月の不具合を経て、昨年度受信機を更新されたと。今回、また新型受信機に更新をされるということで、短いスパンの間に機器を2度交換することになると思うんですけども、そもそも5年のスパンで変えていくものを短い期間で交換をしないといけないということについては、どのようにお考えでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 昨年の受信機交換は、受信機の故障によるものでございます。今回は、現行の受信機の保守サポートが来年の夏で切れるということ。それと、消防庁国民保護室からの通達。そして、有利な財源となる緊急防災事業債を活用する。この3点が今回更新の主な理由となります。
特に、消防庁国民保護室からの通達は2025年1月にありましたけど、新型受信機への整備についてということで、各自治体において2025年度からJアラートを新型受信機へ順次移行するように通達が来ております。それが更新の主な理由でございます。
以上です。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 今の御説明を伺うと、2024年の10月に故障して、2025年の1月には新しいものに移行するようという通達が来ていると。この間2か月弱だろうと思うんですけども、情報があらかじめ入ってこなかったとか、更新について相談に行けばもうちょっと待てばこうなるよとかというような話が得られなかったのか。その辺り、本当に僅かなタッチの差でまた同じ投資をしないといけないというのが、大変もったいないというふうに思うんですけども、その辺りの状況をお伺いできればと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 実は、消防庁からの正確な情報を把握するまでに故障が起きていましたので、故障の受信機の更新も直ちにしなければならない状況でしたから、新型の情報が入る前にはもう直さなければいけない状態であったということです。それを例えば1年間放っておくというわけにもいかない状態ですから、今回のことになりました。
それから、今年度の当初予算にもぎりぎり、当初予算の編成をした後の話でしたので、上げるとしたらぎりぎり何とか滑り込ませればということは可能だったかもしれませんが、そもそもJアラートの受信機の更新費用がどれぐらいかかるとかということがまだあの時点で見当がついておりませんでしたので、今回のということになりました。
ですので、昨年度の年度末に更新をしますからもったいないというところがございますので、そういう意味も含めて令和8年に新型に更新できればよろしいかなとも思っていたんですが、事業債の財源の関係もがございますので、今回補正に上げさせていただいております。

以上です。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

緊急性を要するものでないわけにはいかないというのは、答弁で理解できました。

もう一点、新型受信機というのは通信方法は衛星で来るのか、線が繋がって有線で来るのか。その辺りをお聞かせいただければと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監

これは両方のルートで入ってきます。

以上です。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

今回、国から受信機に来てそこは正常に動いていて、受信機からお太助フォンにつながるところの自動起動装置が不具合ということだったんですけれども、お太助フォンの更新が今年度中に計画されているということは、当初予算のところでは伺ってはいるんですが、当初予算の際に、お太助フォンの更新については都度議会のほうに報告があつて進めていくというような答弁を副市長のほうからいただいているかと思うんですけれども、これまでのところそういった報告はないかと思うんですが、この辺りについて状況をお伺いできればと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

お太助フォンの更新のことについてです。

おっしゃるとおり、少し報告が遅くなっているなというふうには思っております。実はこの議会の終わりの全員協議会のところで資料をお示しして御説明しようということで準備をしております。

おおむねスケジュールというところでいきますと、全員協議会のところで議員の皆様にご説明をし、実際に新しい機械が各家のほうに入り始めるというのは2026年の4月から、手続きが整ったものについては入るよう進めていこうというふうに考えております。

全員協議会での説明の後は、広報誌のほうに11月の終わりにこういった形でお太助フォンの更新を進めていきますよというふうなことの、まず全体の告知をさせていただきます。それで、具体の申込みについては広報誌を見たら始められる状態にしていくんですけれども、1月末のところの広報誌で申込みの受付の開始をしておりますよ。具体的にはこういうふうな手続きをしてくださいというふうなことを出した上で、申込みが進むような形にしていく。スケジュール感としてはそういうイメージです。

4月から、本申込みが1月から始まって、3月までのところで一旦区切りで、その後も随時受付というふうな形にはなるんですが、基本的には2026年度のところは新しい更新の機械が入ったものと、それと既存のお

太助フォンが入ってる家と、両方に同じ情報が伝わるような形での並行した運用が続きます。その後の申込みの状況にもよりますが、2026年度末で一旦可能であれば現行のお太助フォンについては運行停止して、新サービスに2027年度から移行すると。そういうふうな予定で考えております。詳しくはまた説明させていただきたいなと思っております。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本副委員長 今、Jアラートのことを聞かせてもらったんですが、不具合のままていくということですが、この予算による完成年次はいつ頃を考えられているのでしょうか。これによって全部解消するというように思ったんですけど。

○児玉委員長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 今回のJアラート受信機の更新と不具合とは、ほぼ無関係とさせていただいて結構でございます。今回の受信機の更新については、今年度中に完了します。が、それと今回の不具合の件とはまた別物だと思ってください。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今回機器更新されるということで、使わなくなるものについては昨年導入したばかりで、機器としては新しいものかと思うんですけども、この処分についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 基本的には業者に引き取っていただくということを考えて、処分ですよ。撤去を考えております。

以上です。

○児玉委員長 南澤委員。

○南澤委員 流用ができたりとか、例えばオークションに載せるとか、そういうような類のものではないという理解でよろしいでしょうか。

○児玉委員長 神田危機管理監。

○神田危機管理監 そうですね。思いついてもいなかったというのが本音ですけども、恐らくセキュリティ上のこともございますので、それは適切ではないのではないかと思います。国などへ聞いてみないとちょっと分からないかと思えます。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 先ほど、今回のJアラート更新とまた不具合とは別とおっしゃられたので、今回もし答弁難しければいいんですが、先ほどお太助フォンの新機種が入っていく中でだんだんと並列で使っていくような状況も考えられるんじゃないかとこのところ、だんだん入れ替わっていくような認識を持ったんですけど、そうすると、今回前提としてお太助フォンの端末更新をして、その後に機種に対応したJアラートからお太助フォンへの発信というか連携のところを直して、新しいものにして、無事放送されるようになるというのが最終的なゴールだと思うんですけど、そうすると、必然的に新端末の方式がある程度旧端末と互換性があるものでやらないといけなくなってしまうのかなと想定したんですが。

例えば、今現行受話器型のものからタブレット型に端末を変えていこうとすると、ここの並行利用という観点からいくと結局二重投資になってしまうのかなというところがちょっと疑問に思ったんですけど。端末もある程度今後の更新を見据えた上で、次回の更新で1回で済む想定でいかれているのかをちょっとお伺いしてみたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 古い現行の端末のほうへは、今は配信ができない状態にあります。新しい端末が一度にそろえばいいんですが、そろわないと思われまので、それまでの間は古いほうの端末へは配信ができず、新しいほうの端末だけに配信ということになるかと思えます。

それ以外に、タブレットとスマートフォンへのアプリの全部で3つを選択できるようになってると思いますが、特にアプリのほうは既に皆さんお持ちのものにアプリを入れていただければいいので、これについては例えば4月にでも導入することが、Jアラートの配信が可能かと思えます。タブレットについても同様ですけど、それはタブレット端末の配布がどの程度になるかによるということになります。そういった意味も含めて、LINEでの取得を、携帯電話での取得をお願いしたいということになります。

以上です。

○児玉委員長 益田委員。

○益田委員 もう一度確認で、旧端末から新しい端末に更新しなければ、引き続きJアラートをお太助フォンで受けるというのはできないという想定で進んでいくと。こういう理解でよろしいでしょうか。

○児玉委員長 神田危機管理監。

○神田危機管理監 基本的にそのとおりでよろしいと思います。

ただ、可能性として、僅かな望みとしても現行のものが復活するようなことがあれば、可能性はあります。

以上です。

- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 16、17ページの9目の交通安全対策費の中で、18節の負担金補助及び交付金というところで、委託料から負担金に変えたということですが、このことについてもう少し詳細をお伺いしたいと思います。
- 児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 今年の10月29日に開催を予定しているグッドドライバーレッスンの開催費用に関しては、当初予算では12月の委託料で予算組みをしていました。今回組替えの理由なんですけど、実施主体、イベントの主催者をNPO法人に変更したことによるものです。当初は市が主催としていましたが、その後の協議を経て主催者をNPO法人に変更した。これが組替えの理由です。
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
○熊高昌三委員 やることは基本的には変わらないのだと思いますけども、市が主催者であったのが違って来たという形で負担金という形ですが、内容は変わらないということですが、今後この事業を市が主体じゃないという形ですが、以前も申し上げたように、グッドドライバーレッスンというのは免許返納のことも含めて、安全な高齢者も含めた運転をということで取組をされておるんですね。こういったところはどのように今後影響させていくのかというところが、お考えがあればお伺いしたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 今後も、今のNPO法人さんやそのほか協力団体の皆さんの御意見を伺いながら、今後どうあるのが一番効果的なのか。効率的なのか。そういったことを踏まえながら、検討は続けてまいりたいと思います。
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
○熊高昌三委員 今後と言いながら、これまでもそういった議論をしていたんですね。ですから、これをずっと続けるということは必要なことだと思いますけども、これはある程度目標を持ってどう進化させていくかということも必要だと思うんです。そういったところを市として主体的にどう考えているのかというところをもう少し詳細にお聞きしたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 望みとしては、高齢者の方に限らず運転する皆さんの安全で快適な運転ドライバー技術を向上できていければ、それが交通安全の防止につながっていくものと思いますので、その取組をどうにか続けていきたいとは思いますが、NPO法人さんとか協力団体の皆さんの御都合等もござ

いますので、皆様方の御意見を伺いながら、どのような形が一番ベストなのか模索しながら、これからも取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○児玉委員長

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員

ドライバー機能がどんどん進化してるんです。そういったものに対して、こういったものを付随して行っているってことですから、これが目的じゃなしにその先に目的があるということを以前から協議してきたと思うんです。ですから、車の安全性の性能というのが進化するのに合わせてやっていくと。今回のドライバーレッスンもそういったところにもつながってくるんだと思いますが、中身についてはそういったところも今回進化していくんでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長

今年のグッドドライバーレッスンの新しい取組として、例えば企業の新人職員ですね。これらを対象としたドライビングレッスン。こういうのも取り入れていくように現在計画をしております。

以上です。

○児玉委員長

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員

私が聞いとるのは、車の安全機能が進化している。それに合わせてこのドライバーレッスンというのも進化していくべきじゃないでしょうかということで、年々当然変わっていくべき中身があると思うんです。対象が変わるといっても必要でしょうけども、そういった中身について精査していつているのかどうかということです。

○児玉委員長

答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監

御指摘のとおりでございます。そういったところを今後もグッドドライバーレッスンに生かしてまいりたいと思っております。

以上です。

○児玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

同じくグッドドライバーレッスンのところで、これまで市が主催ということで、市がやってほしいイベントをNPO法人にやらしてもらったというような立てつけになるかと思えます。これから主催者が変わって、NPO法人がやりたい。そこに市が負担金ということで、一緒にやりたいことがあるのでやらしてもらいたいことをやってくださいという形になるかと思うんですけれども、これによって何がどう変わるのかをちょっとお聞かせいただければと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長

まず、市は共催という立場でこの事業に参加をします。そして、実施

主体となるNPO法人は自動車販売店や関連団体とのネットワークを有しており、連携を通じてイベントをより効果的に進めることができます。市では対応が難しい関連団体への協力要請など、NPO法人であればスムーズに行うことができるというふうに考えております。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

[なし]

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって危機管理監に係る質疑を終了します。ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、総務部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
玉井総務課長。

○玉井総務課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、要点の説明をします。

最初に、全体に関係する人件費について説明します。

補正予算書38ページをお開きください。

38ページは特別職の明細です。給与費59万4,000円、共済費171万5,000円、合計230万9,000円の増額は、主には教育長の退任・就任によるものです。

続いて、39ページを御覧ください。

一般職の明細です。給与費3,670万円の減、共済費345万4,000円の増、合計3,324万6,000円の減額は、主には4月1日の人事異動によるものです。

次に、総務部の補正予算のうち、主なものについて説明いたします。

15ページをお開きください。

説明欄の中段、人事管理事業費は、会計年度任用職員の任用実績に基づく報酬や職員手当などの整理、また人事異動に伴う資格取得のために増額するものです。

続いて、地域活動拠点施設費は、船木ゆめ広場等基幹集会所の改修工事費及び修繕料の増額です。

以上で説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 39ページ。一般職の人件費についてなんですけれども、先ほどの説明で給与費はマイナスの3,670万にもかかわらず、共済費のほうが増え

てるんですが、一般的に人件費が減れば共済費も減るのではないかなというふうに思うんですが、逆に共済費が増えているという理由をお聞かせください。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
玉井総務課長。

○玉井総務課長 退職や休職により減額になっている部分がありますが、共済負担金掛金の率が今年度から引上げになっているものがございます。これらを反映した結果により、総額としては増額となっております。
以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって総務部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続いて、企画部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、要点の説明をします。
補正予算書の15ページをお開きください。
説明欄の下のほうにあります市有住宅管理運営基金は、建設部管理課所管の市有住宅管理費の増額によって、当初積立てを予定していた市有住宅使用料の充当を変更したことに伴って、積立金を減額するものです。
17ページをお開きください。

説明欄の一番上にあります企画調整事業費は、総合計画策定に関わる委員等報酬と費用弁償を増額するものです。

その下、JR線対策事業費は、向原駅1階トイレの点検費用の計上と、光熱水費等下水道使用料を費目組替えするものです。

生活路線確保対策事業費は、令和7年度末で携帯電話の3G回線が終了するため、お太助ワゴン運行业務に使用されている機器及び料金プランの変更に伴う増額と、旅費の執行見込みに伴う増額です。

説明欄の真ん中辺り、光ネットワーク管理運営費は、八千代支所から美土里支所間のイントラネット光ケーブルの維持修繕工事費を計上するものです。

19ページをお開きください。

説明欄の真ん中辺り、国勢調査費は、会計年度任用職員の任用期間変更に伴う増額です。

27ページをお開きください。

説明欄の真ん中辺り、観光振興施設管理運営費（政策企画課所管）は、サッカー公園の支障木伐採に関わる委託料を計上するものです。

29ページをお開きください。

説明欄の一番下のところ、住宅建設費（政策企画課所管）は、会計年度任用職員の通勤費を増額するものです。

37ページをお開きください。

公債費の元金償還は財源組替えです。

以上で説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
南澤委員。

○南澤委員 17ページの生活路線確保対策のところ、携帯の3G回線の廃止というところがあったと思うんですけど、それと、業務委託料の増の因果関係がちょっとよく分からなかったの、もう少し詳しく説明をいただけますでしょうか。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
黒田課長。

○黒田政策企画課長 3G回線の廃止に伴いまして、機器の更新ということでございますけれども、この受付業務を安芸高田市の地域振興事業団に全般的に受託をしておりますので、この間も携帯電話の管理は事業団のほうで実施していただいております。今回の更新につきましても、引き続き受託先に委託をしたという形になります。
以上です。

○児玉委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
佐々木委員。

○佐々木委員 17ページの光ネットワーク管理運営費についてなんですけども、八千代市所から美土里支所へのイントラネットの修繕工事ということでお聞きしたんですけども、美土里支所のほうは2030年度で廃止というか、施設自体を廃止するというところなんですけど、それ以降も活用できるものという理解でよろしいのですか。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
黒田課長。

○黒田政策企画課長 具体的には、八千代支所と美土里支所の間でケーブルの保護カバーが3か所損傷しております。いつ使用不可能になってもおかしくない状況なので、緊急的に修復工事をするものとなっております。
以上です。

○児玉委員長 続いて答弁を求めます。
高下部長。

○高下企画部長 その上で、今回の改修の内容については、支所の位置移管にかかわらずどうしてもやらないといけない部分でした。支所の位置については、

支所をどのような形でこの後残していくのかというふうなところのお話につながってくるかと思えます。今この件について、近々というところであれですけど、こういった形で今集落支援員を配置して相談機能を増やすための、それから郵便局への事務の委託を進めるというふうなことを進めておりますが、そこらを踏まえてどのようにしていくかというのを、いずれにしても御説明をするようにしていきたいと思っております。

仮に、支所の位置が今イントラネットで結んでいるところの先の部分はその場所から移動するということになれば、それに必要な手続とか工事とかそういったものが必要になってきますが、今はそれがいつというところは御説明する段階にありません。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって企画部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。
続いて、市民部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
内藤市民部長。

○内藤市民部長 それでは、要点の説明をいたします。

19ページをお開きください。

説明欄の上段、戸籍住民基本台帳費は、戸籍への振り仮名記載に要する戸籍システムの改修が必要なため、業務委託料を計上するものです。

続いて、21ページをお開きください。

説明欄の中段、人権推進事業費は、土師共同墓地の区画廃止に伴う墓石移転に要する補償費を計上するものです。

続いて、23ページをお開きください。

説明欄の中段下、動物管理指導事業費は、猫のTNR支援及び相談件数の増高に対応するため、委託料を増額するものです。

以上で説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 23ページの不適切飼育猫対策事業委託料についてで、TNRその他増えているという状況の下で、当初予算99万3,000円だったのが補正でさらに110万9,000円追加されて、合計で200万円を超える形になっていると思うのですが、増加に伴うところで内訳について何か計算式等の積算根

抛等がもしあればお伺いしたいと思うのですが。

○児玉委員長

答弁を求めます。

藤井課長。

○藤井社会環境課長

このたびの増額の補正でございますが、現在、最初業務委託を予定しておりました、先ほど説明がございました相談対応についてなのですが、当初予定しておりました回数は月1回程度と予定していたんですが、現在、4月から7月の実績で市に相談があった回数が30回、そのうち、業務委託先へ相談対応のほうを業務委託させていただいたのが16件と、かなり大幅に増えている傾向がございます。

これに伴いまして、相談対応の中身もかなり深刻な状況が多いということが分かりましたので、併せてTNR支援につきましても増額をするものです。

以上です。

○児玉委員長

益田委員。

○益田委員

今のペースから見て、当初より4倍、5倍近く相談件数が増えている状況かなとお見受けしますし、実際当施設の方ともお話しさせていただいた中で、やっぱり大変厳しい状況になっているというのは理解した上でお伺いするんですけど、今年度、今回広報でも周知等をいただきまして、さらに相談件数だったりとか、TNR手術後の頭数が増加見込みとなった場合には、再度増額の考えはあるかお伺いしてみたいと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

藤井課長。

○藤井社会環境課長

現在、この前広報にも載せていただいたんですけども、今のところ相談件数に対してはそのように変わってはおりません。状況を見させていただきながら、市のほうで対応できるもの、そしてまたさらに深刻な状況があるものについてはまた分析をして、今後また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○児玉委員長

益田委員。

○益田委員

今年度、もちろん継続された上で数を見てというところになってくると思うのですが、そんなに何ていうのですかね。現状と明らかに右肩下がりにすぐになっていくものではないかなとお見受けしてまして、そうなると、イメージとしては来年度以降もし保護頭数だったり相談件数が現状のとおりであれば、来年度以降も同様額程度の支援を継続していきたいというお考えがあるのか、その辺りを伺いたいと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

藤井課長。

○藤井社会環境課長

必要であれば、そのように予算要求等も考えていきたいと考えておりますが、限りがございます。それと併せて、やはり啓発のほうが一番大

事だと思っております。今回は、あくまで対処療法ということでさせていただき補正でございます。基本的には、やはり市民の皆様の広報にも載りましたが、啓発というところに力を入れてやっていきたいと考えております。

以上です。

○児玉委員長

益田委員。

○益田委員

おっしゃるとおり、もともとの原因であるところをなくしていくためには啓発が大変必要になってくるんだろーと思ひますし、対処療法的な形で金額だけ支援をするのも限りがあるというところ、そのとおりだと思ひます。

その上で、対策事業というのが予断を許さない状況であるともお見受けしてまして、実際市の広報誌に載っていた文言でいうと、1匹の妊娠猫が1年後には20匹以上に増えると。2年後には80匹以上に増えると。3年後には一気に増えて2,000匹以上になってしまうという衝撃的な広報を見させていただいて、大変危機感を感じる一方で、そうならないように安芸高田市全体を見て今団体さんも活動されている状況なんだろーなという理解をしております。

同僚議員も過去一般質問で触れておられましたが、ふるさと納税の基金の充当事業。いわゆるふるさと納税の使い道として不適切飼育猫の対策事業に充てるというところを検討いただけないかというのがあったと思ひます。実際の答弁では、総合計画の策定後に事業の整理をした上で検討してみたいですとか、他の自治体の取組を研究してみたいという答弁があったんですが、この辺り踏まえて現状でどのようにお考えなのか、いま一度お伺いしてみたいと思ひます。

○児玉委員長

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

今、そういうNPO団体とか地域のために必要な課題解決に向けた動きをしておられる方を直接支援する形というふうなことに、ふるさと納税を使うためにはどういふふうな仕組みがはまるのかというのを、ちょっとまだ申し訳ありません。勉強中です。

基本的には、やはりふるさと納税は市がやる事業に対して充当するというのが基本路線だと思ひますので、例えば補助が世の中のためによい活動をしておられるところにエントリーして、例えばですけど。エントリーしていただいて、その公共性とか市の課題解決にどのぐらい資するとか、そういうふうなことの審査を市のほうにして、それに対する補助金をつけてその財源として充当するとか。そういうふうなところが基本的な方法になるのかなというふうに思ひています。

そうすると、制度設計とかどういふふうな形が適切なのかというふうなことの検討が必要だと思ひておまして、新年度予算の予算組みも近いところがありますから、総合計画ができるタイミングというのもちよ

うどそれに合いますので、何らかのような形でというところが今年度の予算の検討のときに議論していきたいというふうに思っています。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員 21ページの人権推進事業費の多文化共生推進補助金が、当初30だったと思うのですが、21上がってるというのは、申請団体が多くてそれを全て受け入れた形で予算を計上しているということによろしかったでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

藤井課長。

○藤井社会環境課長 委員おっしゃるとおり、今年交付の申請数が多いと見込まれるためでございます。

以上です。

○児玉委員長 小松委員。

○小松委員 件数でいうと、合計で51万になると思うのですが、大体3万掛ける10件ぐらいを予算で当初考えたてたんですけども、件数全体としてどれぐらいかが分かれば教えてください。

○児玉委員長 答弁を求めます。

藤井課長。

○藤井社会環境課長 当初予算を組んでおりました件数が、件数ベースでいきますと10件でございました。そして、現在既に8件使わせていただいております。この後、この補助金を申請される予定である団体が9件ございます。合わせて17件の予定でございますので、不足分の7件をこのたび補正をするというものでございます。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 23ページの、先ほどの不適切飼育猫対策ということですが、ちょうど具体的に担当部署に聞きに行こうかなと思ってた矢先だったので、この機会に確認したいと思いますが、譲渡会をされるような施設として美土里町で頑張っておられます。市長も行かれましたし、私たちも行きましたが非常に熱心にやっておられる団体だということで評価をさせていただきます。

その上で、最近私の地域で不適切な猫が多い。もちろん不適切とは全部言えんのですが、猫がたくさんおりますけども、その関係で1回団体からの勉強会もさせていただいたりした経緯もあったんですけども、最近近くのうちに、猫がたくさんいる家ですけども、そこに住んでる方が団体の方が来られて調査をされることに対して危険を感じたというようなことで、私のほうに申入れがあったんです。

ちょうど団体との接点がありましたので、どういうことですかと言ったら、いろんな形で今取組をしておりますということで、具体的にどんなふうにするんですかと言ったら、広島市のほうの関係の依頼があつて今取組をしておりますということだったんで、もう少し詳しく聞かせてくださいと言ったら、個人情報もありますので当然これ以上は言いませんということだったんですが、私も議員としての公務員、特別公務員ですから、そのぐらいの守秘義務は守りますよと言ったんですが、その辺の状況が具体的に安芸高田市のほうは確認をして取組をされておるのかどうかということをもう少し聞かしていただきたいなと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

藤井課長。

○藤井社会環境課長 今の段階で、委員がおっしゃられた事案については、当課のほうでは確認ができておりません。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 飼育等は把握された上でまた聞かせていただきたいと思いますが、私が思うのに、地域猫の対策というのはかなり広範囲に関わってくるんで、私の地域で言えば川根地域のいわゆる下川根、川根の下地域が全体でつながっていかないと難しいということで、各町会単位では難しいということもあるんです。そういったことを含めて申し上げたこともあるんですが、その辺の取組の範囲も含めて、実態に合わせたような指導団体との調整というのをもう少し市のほうが主体的にやるべきじゃないかなという形を思っております。

こういった形で委託料を出すということの前提がもう少ししっかりしてないと、この取組もうまくいかないんじゃないかなという気がするんで、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

藤井課長。

○藤井社会環境課長 先ほど、委員おっしゃられた事案については承知はしてないんですけども、市として独自に業務委託している部分については、また勉強させていただいて業務委託先と連携を取って、適切に市民対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 委託先との連携もですが、地域とも少し連携をするための事前の取組が必要じゃないかなというふうに思ったんです。だからその辺を、地域を含めて連携できるような仕組みというのを市のほうとして御指導いただければなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

藤井課長。

○藤井社会環境課長 御指摘ありがとうございます。今後、この御提案について私らも問題意識を持って検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって市民部に係る質疑を終了します。

ここで、おおむね1時間を経過しましたので、議場内換気のため11時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

続いて、福祉保健部に係る一般会計補正予算について、要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 それでは、要点の説明をいたします。

議案書、歳出の21ページをお開きください。

説明欄の国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動に伴い国保特別会計における人件費を増額するものです。

障害者自立支援介護給付費事業費は、成年後見制度利用支援事業の利用者並びに日中一時支援事業の利用者が増えたことによる増額です。

介護保険特別会計繰出金は、人事異動に伴い介護保険特別会計における人件費を増額するものです。

後期高齢者医療事業費は、来年度より創設される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費を、その下、国民年金事務費は令和7年度の税制改正に対応するためのシステム改修費をそれぞれ計上するものです。

23ページをお開きください。

指定管理保育所委託費は、人事院勧告に伴い現在運営を委託している吉田保育所及びみつや保育所の指定管理委託料のうち、保育士等の人件費上昇分を増額するものです。

子育て支援センター運営事業費は、ファミリーサポートセンター利用者の増に伴う委託料の増額、並びに一時預かり事業に係る委託料の増額でございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 21ページの先ほど説明いただいた障害者自立支援介護給付費事業の中

で、補助費（国・県補助）として法定後見制度利用支援事業補助金ということで、利用者が増ということで補正になったんだということでしたが、財源内訳を見ると国県支出金はゼロになつとるんですが、国の補助でいいんですよね、これは。

○児玉委員長 　　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長 　　成年後見人の報酬等の補助に係る成年後見制度利用支援事業ですが、こちらは障害のほうと、あと高齢者に係るものもございますが、障害のほうも高齢者のほうもどちらも国県の補助があります。

ところが、このたび歳入のほうに上げていない理由としましては、これが障害のほうは国の地域生活支援事業という補助金の範疇に入っておるものなんです、これが既にもう上限に達しておると。補助額の上限になっているというところで、歳出が増えても歳入のほうが増えないというか、上限に達している関係でそれ以上はもう補助がないということで計上をしております。

以上です。

○児玉委員長 　　秋田委員。

○秋田委員 　　理解はできる。だから、国の補助はない。でも上限を過ぎたから補助はなくて、この事業は当初が88万円ぐらいでしたっけ。組んであつて、今回が62万でかなりの利用者が増えた。こうしたときに上限を使い切ったら、もう幾ら国に言っても国からは来ないという考え方で理解すればいいんですか。

○児玉委員長 　　答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長 　　補助金の仕組みといたしますか、たてりとしてはそのような形になります。上限のところ、それ以上については市の持ち出しにはなるかと思うんですけれども。それで今回は補助対象ではあるんですが、補助額が伸びない、頭打ちになるということで計上いたしませんでした。

以上です。

○児玉委員長 　　秋田委員。

○秋田委員 　　理解しましたが、では利用者ですか。利用者が当初予算を組まれて、それから経過として今回補正になって、だから人数的にはどれぐらいどうなったんでしょうか。

○児玉委員長 　　答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長 　　当初予算で見積りしました人数は、在宅の方が2人、それから施設入所の方お一人というふうに見積もっておりました。これが8月までの実績値なんですけれども、人数は同じく3名なんです、内訳が在宅1人、施設が2人という形で、施設のほうは補助単価が低いので、金額的には間に合ってる。今の現在の段階では間に合ってる状況なんです、ただ

これは1年を通じて計3名、障害のある方については計3名というふうに見積もっておったものが、四半期ぐらいのところで3名に達しておりますので、残りの後半のところでもやはり同じように利用支援事業を利用される方が出てこられる可能性がありますので、それでこのたび補正をさせていただきます。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員 23ページの子育て支援センター運営費のファミリーサポート運営委託料。前回は補正で組まれてたと思うんですが、今回もかなりの額で上がってるんですが、これは依頼会員が増えているというふうな認識でよろしいでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 ファミリーサポートセンター事業でございますが、依頼会員自体の人数には大きな変動はございませんが、常時利用していただく延べ件数というものが増えております。延べ件数が増えたことにより、増額をさせていただきます。

○児玉委員長 小松委員。

○小松委員 依頼会員数と提供会員ですか。もしよければ、依頼会員数と提供会員数の数字を教えてくださいませんか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 本年8月末時点での数値となります。依頼会員34名、提供会員39名の御登録となっております。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって福祉保健部の一般会計の審査に係る質疑を終了します。

ここで、説明員退席のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、議案第59号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計補正予算の審査を行います。

議案第60号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長。

- 井上福祉保健部長 それでは、要点の説明をいたします。
歳入につきまして、議案書の8ページ、9ページをお開きください。
2款国庫支出金は、歳出におけるシステム改修費の補助金を計上し、財源充当するものです。
3款県支出金は、歳出における保健事業費増額分の財源として充当する県からの普通交付金です。
5款繰入金は、歳出における職員人件費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものです。
続きまして、歳出について11ページをお開きください。
説明欄、一般管理費増額の主なものは、4月の人事異動に伴う一般職員人件費の増額及び来年度から開始される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修に係る委託料です。
下段、特定健康診査等事業費は、一般会計での成人検診事業に係る会計年度任用職員の通勤費相当分を負担金として増額するものです。
以上で、要点の説明を終わります。
- 児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔なし〕
- 児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第60号の審査を終了します。
続いて、議案第61号「令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。
要点の説明を求めます。
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 それでは、要点の説明をいたします。
歳入8ページ、9ページをお開きください。
3款国庫支出金及び5款県支出金は、歳出における地域支援事業費の増額に伴い、国・県の負担割合分をそれぞれ増額するものです。
8款繰入金は、歳出における職員人件費の減額等に伴い、一般会計からの繰入金を補正するものです。
9款繰越金は、介護保険特別会計の決算剰余金の一部を繰り越すものです。
続きまして、歳出について11ページをお開きください。
説明欄一般管理費は、7月の人事異動に伴う一般職員の人件費を補正するものです。
認定調査等費は、会計年度任用職員の報酬、通勤手当等を見込額に基づき減額するものです。
任意事業費は、成年後見人に係る報酬助成対象者の増による増額です。
下段、償還金は、令和6年度の介護給付費及び地域支援事業費の精算に伴い、社会保険診療報酬支払基金への返還金を計上するものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○児玉委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔なし〕

○児玉委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第61号の審査を終了します。

以上で、福祉保健部に係る特別会計補正予算の審査を終了しました。

ここで、説明員交代のため暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長

休憩を閉じて再開いたします。

これより、議案第59号一般会計補正予算の審査を再開いたします。

産業部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長

それでは、産業部に係る要点を説明します。よろしくお願いいたします。

まず、補正予算書の17ページをお開きください。

説明欄中ほどより下側、外郭団体等運営指導事業費の増額の主なものは、指定管理施設の修繕に伴う工事請負費などとなります。

神楽門前湯治村においては、温水ヒーター更新工事や貯水槽補給水電動弁修繕など、たかみや湯の森においては、薬湯、露天、ファミリー風呂などのろ過器の更新や、雨漏り修繕費などを計上しております。

委託料のアスベスト調査は、温水ヒーターを更新するに当たり調査をするものでございます。

また、備品購入費は、エコミュージアム川根に恒温高湿庫を購入するものでございます。

25ページをお開きください。

説明欄上から2段目、農地保全対策事業費の減額は、会計年度任用職員の報酬等の減額です。

その下、多面的機能支払交付金事業費の増額の主なものは、資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための交付金額が確定されたため、その額の増額が主なものでございます。

その下、米の需給調整事業費は、会計年度職員の報酬額を減額するものと国費事業費交付決定に伴う郵送料の増額でございます。

その下、農業振興施設管理運営費は、向原農村交流館やすらぎの屋外照明の修繕料を計上するものでございます。

その下、農業施設維持管理費は、小雨によってポンプ稼働率が増加したことで電気代が不足したことと、農道川根原山線などの修繕が必要の

ため費用を増額するものでございます。

そのほか、農村整備総務管理費と27ページをお開きください。

上段、林業総務管理費で協議等の増加による予算不足のため、旅費を増額しております。

中ほど、商工業振興事業費の旅費の増額は、会計年度任用職員の通勤費を増額するものでございます。

その下、商工業振興施設管理運営費は、高宮ショッピングセンター施設の衛生管理資材の使用料を増額するものでございます。

その下、企業立地推進事業費の旅費の増額も、会計年度任用職員の通勤費を増額するものでございます。

その下、観光振興事業費の備品購入は、マスコットキャラクターの着ぐるみの作成に対して暑さ対策をするため、費用を追加するものでございます。

大都市プロモーション事業補助金は、大阪万博等への出演及びひろしま神楽関西公演開催に係る費用の不足分が生じたため、増額をするものでございます。

37ページをお開きください。

上段、農地災害復旧費は5月及び8月の豪雨災害によって発生した災害復旧に係る費用を追加するものです。

その下、林業施設災害復旧費の増額は、発注済みである林道田草篠原線災害復旧工事において、現地流用土が使用できないため購入土に変更、及び岩掘削の必要が生じたために追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
南澤委員。

○南澤委員 27ページの観光振興事業費の大都市プロモーション事業補助金で、関西公演だったり万博のところの説明があったんですが、不足が生じたというのは当初の見込みから何が増えて不足が生じたのか、御説明をお願いしたいと思います。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
松田課長。

○松田商工観光課長 大都市プロモーション事業として、関西圏域での神楽公演、またEXPO2025大阪・関西万博での神楽公演費用として、当初1,000万円計上しておりました。万博景気に伴う宿泊費の高騰、また、徳島市の阿波踊りとの合同演舞に伴う合同練習遠征費、さらには大阪駅で実施しました万博プレイベント費用の増額が生じました。12月に北広島町、安芸太田町、三原市と共同で開催する第4回目の関西公演も控え、このたび追加で増額計上するものでございます。
以上です。

- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田委員。
- 新田委員 37ページの農地災害復旧に要する経費をもうちょっと詳しく、この2件を教えてくださいませんか。お願いします。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
森田課長。
- 森田農林水産課長 農地災害の復旧費でございますけれども、本年5月に農地が1件、これは高宮町でございます。その後、8月に4件発生している。これも全て農地でございますけれども、吉田町が3件、高宮町が2件ということでございます。
今後ですけれども、5月につきましては昨日国の査定を受けましてオーケーというところでございます。残りの5件につきましては、今後11月の中旬に国の査定を受験するスケジュールとなっております。その後、工事発注等を行って、年度内には完了という計画でいます。
以上でございます。
- 児玉委員長 新田委員。
- 新田委員 災害の内容をもう少し詳しくは説明いただけますか。どうでしょう。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
森田課長。
- 森田農林水産課長 5月災につきましては、これは畑でございます。畑の石積みが崩壊したというところでの災害でございます。8月災につきましては、全て田んぼの畦畔が崩壊をしたということで、一部ひずみがございますしてブロック積みにはなるかと思っておりますけれども、ほぼふとんかごで復旧になるるかというふうに思っております。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔なし〕
- 児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって産業部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため暫時休憩といたします。
~~~~~○~~~~~  
午前11時48分 休憩  
午前11時50分 再開  
~~~~~○~~~~~
- 児玉委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。
続いて、建設部に係る一般会計補正予算について、要点の説明を求めます。
佐々木建設部長。
- 佐々木建設部長 それでは、建設部に係ります要点の説明をします。
補正予算書の23ページをお開きください。
下段の清流園管理運営事業費の697万4,000円の増額は、精密機能検査

業務を行うものです。

次に、27ページをお開きください。

下段の市道道路維持費2,740万円の増額は、市道維持に係る委託料及び工事費を補正するものです。

次に、29ページをお開きください。

上段の県委託県道改良事業費1,357万7,000円の増額は、県営事業に対する負担金です。

中段の下水道事業会計事業費1,967万8,000円の減額は、下水道事業会計の補正によるものです。

その下、住宅管理費785万円の増額は、甲田町の新花の木住宅屋根修繕工事を行うものです。

その下、市有住宅管理費161万3,000円の増額は、住宅使用料徴収に伴う手数料及び弁護士委託料を補正するものです。

その下、住宅建設費のうち、管理課所管分321万7,000円の増額は、八千代町中山住宅の解体工事を行うものです。

以上で、建設部の補正予算の説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 23ページ、清流園管理運営事業費で、精密機能検査というふうな説明だったかと思うんですけども、これは当初予算になく今回補正で計上されたというのはどうしてなのでしょう。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

山崎課長。

○山崎下水道課長 精密機能検査についてですが、今後施設の全体的な更新工事を行いたいと考えております。施設の運転状況の把握とか改善点、機能の劣化度を調査し、更新工事に反映させるための総合点検に当たるものとなりまして、今後、今清流園が14年目を迎えておるのですが、20年目をめどに工事を終わらせていきたいと考えております。

それを逆算したときに、これが最初の段階の精密機能検査になりますので、20年目に終わらせるということを目指した場合、今年度予算を計上させていただいて、20年目を目標に完了させたいということで補正予算に上げさせていただきました。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 29ページの下水道に要する経費で、補助費の下水道事業会計補助金が減額となって、先ほどの説明では下水道事業会計の補正ということで後ほどこれはやるんでしょうが、考え方として、いわゆる一般財源から事業会計特別会計への繰り出しの減額だというふうに考えていいんでし

- ようか。
- 児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
山崎課長。
- 山崎下水道課長 秋田議員のおっしゃったとおりでよろしいかと思えます。
以上です。
- 児玉委員長 秋田委員。
- 秋田委員 では、大まかでいいんですが、どうしてこれが減額になったのか説明いただけますか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
山崎課長。
- 山崎下水道課長 この後、下水道事業会計のほうについては出てきますが、3条予算、収益的収入・支出に係る部分と、4条予算、資本的収入と支出に係る部分があります。その中で、3条予算のほうについては900万円程度の増額となっております。4条予算のほうで2,900万円程度減額となっております。その差額が1,900万円という形で、一般会計からの他会計補助金が減額となるということになっております。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
山本委員。
- 山本副委員長 29ページの公営住宅の管理に要する経費の住宅管理費の中の12節の委託料ですが、弁護士委託料というのはどういうことでこれが要るようになったんでしょうか。その下の市有住宅の管理に要する経費、12節の弁護士委託料。この2つについて、なぜこれが必要になったのかお伺いします。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
鈴川課長。
- 鈴川管理課長 弁護士委託料については、住宅使用料の滞納者に対する法的措置のための弁護士委託料です。昨年度、この法的措置を行いまして債務名義というものを取得しております。その後、交渉を続けてきておりますけども納付がなかなかないということで、今回は、明渡しに対する装置を考えております。その弁護士委託料です。
以上です。
- 児玉委員長 山本委員。
- 山本副委員長 ということは、法廷に持ち込むと。こういうふうには理解してもいいんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
鈴川課長。
- 鈴川管理課長 明渡しの訴訟ということになるとそういったことになります。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 佐々木委員。
- 佐々木委員 27ページの下段、市道道路維持費の支障木等伐採業務委託料の増額なんですけども、これは市内網羅的にこれに対する改善が行われるという理解でよろしいのでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
登田課長。
- 登田課長 路線的には、市内全体で全部15路線で延長にしますと、4キロと計画をしております。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔なし〕
- 児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって建設部に係る一般会計補正予算の質疑を終了します。
ここで、説明員退席のため暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

~~~~~○~~~~~

- 児玉委員長 休憩を閉じて、再開いたします。
ここで、議案第59号の審査を一時休止し、建設部に係る公営企業会計補正予算の審査に移ります。
議案第62号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。
要点の説明を求めます。
佐々木建設部長。
- 佐々木建設部長 それでは、下水道事業会計補正予算書12ページをお開きください。
収益的収入及び支出の収入です。
主なものとして、1目1節他会計補助金952万7,000円の増額は、一般会計からの補助金です。
3目2節消費税還付金135万8,000円の増額は、今回の補正によるものです。
続いて支出です。
主なものとして、1項1目2節修繕費501万6,000円の増額は、マンホール段差修繕。
2目5節修繕費1,077万円の増額は、処理場脱水機及び電気設備の修繕。
8節委託料641万3,000円の増額は、脱臭剤交換業務を行うものです。
4目総係費596万3,000円の減額は、人事異動によるものです。
2項2目1節消費税及び地方消費税205万5,000円の減額は、消費税見込額を補正するものです。
次に、13ページです。

資本的収入及び支出の収入です。

2項1目1節建設改良債1,750万円の増額は、起債の借入れです。

3項1目1節国庫補助金4,316万8,000円の減額、2目1節県補助金192万4,000円の増額は、内示によるものです。

3目1節他会計補助金2,920万5,000円の減額は、一般会計からの補助金です。

続いて支出です。

1目1節工事請負費3,216万円の増額は、処理場の機器更新によるものです。

2節委託料8,560万9,000円の減額は、内示に伴う事業見直しによるものです。

2木1節工事請負費50万円の増額は、マンホールポンプ等の機器の更新によるものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○児玉委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

13ページ、資本的収入及び支出のところの国庫補助金のところですね。当初予算と4,300万余り減額になってるんですけども、これは当初どういう見込みをされていて、何かもくろみが外れたのか。この辺りをちょっと御説明いただけますでしょうか。

○児玉委員長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

山崎課長。

○山崎下水道課長

国庫補助金の申請につきましては、前の年度に申請をするものであります。7年度の事業に対して、事業費ベースで1億8,000万程度の要望をしておりました。その場合、国庫補助金は2分の1、8,000万ぐらいになるんですけど、国庫補助金の決定を受けたのが6月ぐらいなんですけど、半分の4,000万で決定が来ました。したがって、当初の事業でやると8,000万持ち出しになってしまいますので、補正で減額をさせていただいて、それに合わせて事業を進めていくという形を取らせていただいております。

以上です。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

金額的なことは今の御説明でよく分かったんですけども、それによって必要な工事が、予定されていた工事がどのように変化したかをお伺いしたいと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

山崎課長。

○山崎下水道課長

当初、公共下水道の吉田浄化センターと特定環境保全公共下水道の甲田浄化センター、これを2つ同時に進行していたのですが、半分に減額

になったということで、供用開始の早い甲田浄化センターのほうを先に着手したいという考えで、公共下水道の吉田浄化センターの予算を組み替えまして、特定環境保全公共下水道のほうに振り替えて、甲田浄化センターの事業を先に進めていくという形で今回補正をさせていただいております。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第62号の審査を終了します。

以上で、建設部に係る公営企業会計補正予算の審査を終了しました。ここで、説明員交代のため暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時05分 休憩

午後 0時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

これより、議案第59号一般会計補正予算の審査を再開いたします。教育委員会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。柳川教育次長。

○柳川教育次長 それでは、要点の説明を行います。

31ページをお開きください。

説明欄下段、情報教育推進基盤整備事業費は、ネットワークシステム保守業務委託料とライセンス更新のため電算ソフト使用料を増額し、1人1台パソコンの入札執行残額を減額します。

次の学校規模適正化推進事業費は、候補地の選定後、土地の評価を行いたいため、鑑定業務費用を追加するものです。

33ページをお願いします。

中段、小学校施設・設備等管理整備事業費と、その下、中学校施設・設備等管理整備事業費は、放送設備や消防用設備などの修繕料をそれぞれ増額し、合わせてワイヤレスアンプ、バレーボールの支柱など必要な備品費等を追加するものです。

続いて、35ページをお願いします。

社会教育施設維持管理費は、高宮パラッツォ図書室の空調配管不具合と、美土里まなびの制御盤機器交換のため、修繕費を増額するものです。

その下、社会教育振興事業費は、ネーミングライツの命名権料による歳入を財源にして、リレーマラソンの事業充実のため負担金を増額します。

少し下がって体育施設維持管理費は、温水プールの浄化槽やラインポンプ修繕のため、委託料及び単独事業費をそれぞれ増額するものです。

- 以上で説明を終わります。
- 児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
熊高慎二委員。
- 熊高慎二委員 31ページ、学校規模適正化推進事業費の不動産鑑定業務委託料について説明がありましたが、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。
- 児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
船津室長。
- 船津学校統合推進室長 不動産鑑定業務委託料についてですが、現在吉田統合中学校の候補地を選定しているところです。選定後に、直ちに次の業務に移れるようにこのたび補正をしております。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
山本委員。
- 山本副委員長 35ページの社会教育一般管理に要する経費の、社会教育施設維持管理費の工事費を先ほど言われたんですけど、聞き漏らしたところもあってもう一度お願いしたいんですが。社会教育一般管理費の社会教育施設維持管理費の14節の工事費をお伺いしたいです。
- 児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
井木課長。
- 井木生涯学習課長 社会教育施設の14工事でございますが、まず田園パラッツォの図書館とロビーのエアコンの排気口の不具合による修繕と、今回大交流室にエアコンをつけますので、それで使用しなくなった移動式エアコンを図書館とロビーへ移すもの。それが300万円と、美土里の生涯学習センターまなび、こちらの空調の自動制御装置の工事でございます。60万5,000円になります。この2点です。
以上です。
- 児玉委員長 山本委員。
- 山本副委員長 今、田園パラッツォの空調設備の修理を言われたんですけど、大交流施設を直してそこが不要になったものを、またその中で移動するというので、説明が今あったのかと思うんですが、そこをもうちょっと詳しく教えてください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
井木課長。
- 井木生涯学習課長 先ほどの説明のとおり、大交流室に今回エアコンをつけたので、そちらへもともと移動式エアコンを2台設置しておりましたので、そちらが使用なくなるため図書館とロビーへ1台ずつ再設置する予定です。
以上です。
- 児玉委員長 山本委員。

- 山本副委員長 説明があつて、次長のほうから若干話があつたものですが、ホールでの空調設備を修理するような話が昨日あつたように思うんですけど、ここでそうかなと思つたんですが説明が今ないんですが、そこはどうなんでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
柳川次長。
- 柳川教育次長 昨日のフォルテの修繕に関わつての私の答弁に勘違いがございまして、昨日付で議長宛てに発言の訂正を申し出ているところではございますが、少し説明をさせてもらつていいですか。
フォルテの件につきましては、昨日も言いましたが、3か所のうち1か所が壊れていると。残り2か所は通常どおり稼働しておりますので、直ちに修繕をするということではなくて、財源的にも1,000万円近く費用がかかりますので、9月の補正ではなく来年度の当初予算で計上を予定しているという状況でございます。
改めて、また本会議の際に訂正をさせていただきます。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
益田委員。
- 益田委員 同じく35ページの社会教育振興事業費のところでは、
ネーミングライツを原資に元就の里事業負担金の増額をされたということで、当然ネーミングライツの効果があつて予算が増額されるということで、何かよくなるというか、いわゆる豪華になると言ったら変ですけど、どのような効果があるのか。そこら辺の見込みをちょっとお伺いしたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
井木課長。
- 井木生涯学習課長 今回60万円増額ということで、その際の例えば参加賞のタオル。こちらのほうも今回ネーミングライツということで、会社のほうが応募されましたのでネームが入つたものとか、さらにそういった景品ですね、優勝。そういった商品を以前よりよいものにしようかと思つております。ほかにももし気づきがあれば、また大会がよくなるようなことを分かり次第どんどん追加していこうと思つています。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田委員。
- 新田委員 先ほどの35ページと同僚議員が聞いたところなんですが、社会教育施設維持管理費の田園パラッツォのところ、大交流室に今ある2台の移動式のスポットクーラーが基本だつたと思うんですが、そちらを図書館周辺につけるといふことで固定になるという理解でいいですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。

- 井木課長。
- 井木生涯学習課長 もともとのエアコンは移動式ですので、排気口のほうは固定になると思いますが、またどこかよそで使うときは移動できるような状態で施工はしようと思っております。
- 以上です。
- 児玉委員長 新田委員。
- 新田委員 とりあえずの固定で、期限がなければ特段問題ないということの理解でいいですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 井木課長。
- 井木生涯学習課長 今回の設置で問題なければ、そのまま使用したいと思っております。
- 以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員。
- 南澤委員 35ページ、体育施設維持管理費のところ、先ほど温水プールの修繕工事についての説明があったかと思うんですけども、12節の委託料のところ、体育施設管理委託料が増額になってますが、ちょっと聞き漏らしたかもしれないですけどここを詳しく教えていただければと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 井木課長。
- 井木生涯学習課長 社会体育施設の委託料のほうですが、1つが先ほど言われました温水プールの浄化槽の関係で、操作盤の修繕と水をきれいにする膜モジュール、こちらの交換を行いたいと思っております。
- それともう一つが、向原運動公園の周辺、主に三墨側になると思うんですが、そちらのほうの木が茂ってきてますので、そちらの伐採を予定しております。
- 以上です。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 今御説明いただいたのは、修繕とか工事ではなくて委託でそれをするということなんですか。管理委託料でそれをするという内容なのか。ちょっとその辺りを確認させてください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 井木課長。
- 井木生涯学習課長 伐採の作業ということと、浄化槽のほうは主に交換という作業になりますので業務委託で行っております。
- 以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 小松委員。
- 小松委員 33ページの上段の個別最適な学び推進事業費について、もう少し詳

しく教えてください。

○児玉委員長

答弁を求めます。

阿部課長。

○阿部学校教育課長

個別最適な学び推進事業費については、主に会計年度任用職員の報酬と旅費について増額させていただいております。

以上です。

○児玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

[なし]

○児玉委員長

質疑なしと認め、これをもって教育委員会事務局に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 0時19分 休憩

午後 0時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長

休憩を閉じて、再開します。

続いて、議会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

高藤事務局長。

○高藤事務局長

それでは、議会事務局の要点を説明します。

予算書の15ページをお開きください。

説明欄の上段、議員人件費、職員手当等63万8,000円の増額は、令和6年度の人事院勧告で増額となった議員期末手当0.1か月分をこのたび補正するものです。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[なし]

○児玉委員長

質疑なしと認め、これをもって議会事務局に係る質疑を終了します。

以上で、議案第59号一般会計補正予算の審査を終了します。

ここで、執行部退席のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時21分 休憩

午後 0時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長

休憩を閉じて再開いたします。

これより、議案第59号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、議案第62号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の4件について討論を行います。

討論はありませんか。

[なし]

- 児玉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
ここで、採決の方法についてお諮りいたします。
討論がありませんでしたので、本案4件については一括して採決させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
〔異議なし〕
- 児玉委員長 異議なしと認め、さよう決しました。
これより、採決を行います。
議案第59号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、議案第62号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4件を、起立により採決いたします。
本案4件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 児玉委員長 起立多数であります。
よって、本案4件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は全て終了いたしました。
なお、委員会報告書の作成については、皆さんから御意見等ありましたら発言をお願いいたします。
〔なし〕
- 児玉委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ございませんか。
〔異議なし〕
- 児玉委員長 異議なしと認め、さよう決しました。
以上をもって、第8回予算決算常任委員会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 0時24分 閉会